

4月1日時点



新型コロナウイルス感染症に伴う

事業者向けの主な支援

支援内容について詳しくは、事前に問い合わせください。

対象者	支援の名称	内 容	申 請 期 限	連 絡 先
感染者が出て事業所や店舗などを一部閉鎖したなど	中小企業者等感染拡大防止協力支援金 市独自!!	従業員などが陽性者や濃厚接触者となり、市の要請などにより店舗名などの自主公表に協力した場合や、事業所や店舗などを一部閉鎖した期間に応じて支給します。 ※休業などに対する支援金と施設名公表に対する支援金との併給はありません。	—	市新型コロナウイルス感染症対策室 ☎829・1210
雇用維持のため労働者に休業手当などを支払う事業者	雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当に要した費用が助成されます。 1人1日当たり上限15,000円	判定基礎期間（賃金締切日の翌日からその次の締切日までの期間）の末日の翌日から2か月以内	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
子どもがいる従業員に休みを取らせてあげたい	小学校休業等対応助成金	臨時休業などで子どもの世話が必要な保護者に、有給休暇を取得させた事業主に支給されます。1日当たり上限15,000円	対象の休暇等の期間が令和3年1月1日～3月31日までの期間分 申請期限：令和3年6月30日	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
個人で仕事をしているが、子どもの世のため、契約した仕事ができなくなった	小学校休業等対応支援金	臨時休業などで子どもの世話が必要な保護者に、休業したフリーランスや個人事業主に支給されます。 1日当たり上限7,500円	令和3年6月30日	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
大阪府全域の飲食店など	大阪府営業時間短縮協力金(第2期)	緊急事態宣言が延長されたことに伴い、令和3年2月8日から2月28日の21日間、営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に協力金が支給されます。1店舗あたり最大126万円(6万円×21日間)	令和3年3月8日～4月19日まで	大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター ☎06・6210・9525
緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が減少した中小法人・個人事業者など	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。 中小法人等は上限60万円、個人事業者等は上限30万円	令和3年3月8日～5月31日まで	中小企業庁 一時支援金事務局相談窓口 【申請者専用】 ☎0120・211・240 ☎IP電話等03・6629・0479 【登録確認機関専用】 ☎0120・886・140 ☎IP電話等03・4335・7475
中小企業など	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等を対象とした補助金です。 ※補助金の詳細につきましては、経済産業省ホームページをご確認ください。	令和3年4月15日(予定)から4月30日午後6時まで	事業再構築補助金事務局 コールセンター ☎0570・012・088 ☎IP電話等03・4216・4080
中小企業・小規模事業者など	ものづくり補助金	中小企業・小規模事業者が行う新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を対象とした補助金です。 補助上限…原則1,000万円 補助率…【通常枠】中小企業1/2 小規模事業者2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】 2/3	6次申請期間 令和3年4月15日～5月13日まで	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎電話050・8880・4053
中小企業・小規模事業者など	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者が行うITツール導入による業務効率化等に対する補助金です。 補助額…30～450万円※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応型は30～150万円 補助率…【通常枠】1/2 【低感染リスク型ビジネス枠】2/3	令和3年4月7日～5月14日午後5時まで	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570・666・424 ☎IP電話等042・303・9749

給付・補助

	対象者	支援の名称	内 容	申請期限	連絡先
給付・補助	小規模事業者など	持続化補助金(通常枠)	小規模事業者の販路開拓等のための取組を対象とした補助金です。 補助上限…50万円 補助率…2/3 ※上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 創業事業者の特例(上限100万円への引き上げ)の要件緩和(当面の間、2020年1月以降の創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認)	5次締切:令和3年6月4日 6次締切:令和3年10月1日 7次締切:令和4年2月4日	補助金事務局 ☎03・6747・4602
		持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組みや、その取り組みに資する感染防止対策への投資を対象とした補助金です。 補助上限…100万円 補助率…3/4	【公募受付締切】 第1回:令和3年5月12日 第2回:令和3年7月7日 第3回:令和3年9月8日 第4回:令和3年11月10日 第5回:令和4年1月12日 第6回:令和4年3月9日	生産性革命推進事業室コールセンター ☎03・6837・5929
	正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた企業など	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を対象に助成されます。 ※支給要件の詳細や具体的な手続きにつきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。	令和2年6月15日～令和3年5月31日まで	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金相談・申請窓口 ☎06・6941・4630
		両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を対象に助成されます。 ※支給要件の詳細や具体的な手続きにつきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで	両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)相談・申請窓口 ☎06・6941・4630
		新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を対象に助成されます。 ※支給要件の詳細や具体的な手続きにつきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金相談・申請窓口 ☎06・6941・4630
貸付・融資	資金繰りのため融資を受けたい ※貸付・融資条件など詳しくは問い合わせてください。	新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	3年間無利子となる大阪府の融資制度です。 融資限度額…6,000万円 融資期間…10年以内(据置5年以内)	令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込が受付され、かつ令和3年5月31日までに融資実行された分まで	大阪府中小企業支援室金融課制度融資グループ ☎06・6210・9508
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	3年間実質無利子となる融資制度です。 融資限度額…8,000万円 返済期間…設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)	なし	日本政策金融公庫(守口支店) ☎06・6993・6121
		セーフティネット保証4号	保証割合…100%保証 保証限度額…一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和3年6月1日	市産業振興室 ☎828・0751
		セーフティネット保証5号 ※指定業種のみ	保証割合…80%保証 保証限度額…一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和3年6月30日	市産業振興室 ☎828・0751
		危機関連保証	保証割合…100%保証 保証限度額…一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和3年6月30日	市産業振興室 ☎828・0751
税の猶予・減免	一時的に市税の納付が困難	納税の猶予	収入が減少している場合など一定の基準を満たした人は、納税の猶予が認められることがあります。	納期限まで	市徴収・納付担当 ☎813・1136
	国税所得税法人税などの納付が困難な人	納税の猶予	国税を一時に納付することにより、事業の継続が困難な場合に猶予が認められることがあります。	納期限まで	国税局猶予相談センター ☎0120・527・363
	新型コロナの影響で今年度は赤字	災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度	新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合は、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。条件などは枚方税務署(☎844・9521)にお問い合わせください。	各法人で異なるので枚方税務署に問い合わせてください。	枚方税務署 ☎072・844・9521